

令和5年度浄水水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

水質検査項目	月													備 考	規定基準値	令和3年度実績	令和2年度実績	令和1年度実績	30年度測定値	29年度測定値	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
1 一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	100個/mL以下	0	0	0	0	0	
2 大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○		検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
3 カドミウム及びその化合物			●											水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.01mg/L以下		<0.0002	<0.0002			
4 水銀及びその化合物			●												0.0005mg/L以下		<0.00005	<0.00005			
5 セレン及びその化合物			●												0.01mg/L以下		<0.001	<0.001			
6 鉛及びその化合物			●												0.01mg/L以下		0.001	0.001			
7 ヒ素及びその化合物			●												0.01mg/L以下		<0.001	<0.001			
8 六価クロム化合物			●												0.05mg/L以下		<0.001	<0.001			
9 亜硫酸態窒素			●												0.04mg/L以下		0.007	<0.004			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		○	●			○			○				○		規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸性窒素及び亜硝酸態窒素			●												水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	10mg/L以下		0.14	0.18		
12 フッ素及びその化合物			●											0.8mg/L以下			<0.05	<0.05			
13 ホウ素及びその化合物			●											1.0mg/L以下			<0.05	<0.05			
14 四塩化炭素			●											0.002mg/L以下			<0.0001	<0.0001			
15 1,4-ジオキサン			●											0.05mg/L以下			<0.001	<0.001			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			●											0.04mg/L以下			<0.001	<0.001			
17 ジクロロメタン			●											0.02mg/L以下			<0.001	<0.001			
18 テトラクロロエチレン			●											0.01mg/L以下			<0.001	<0.001			
19 トリクロロエチレン			●											0.03mg/L以下			<0.001	<0.001			
20 ベンゼン			●											0.01mg/L以下		<0.001	<0.001				
21 塩素酸		○				○			○				○	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	0.068	0.068	0.06	
22 クロロ酢酸		○				○			○				○		0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
23 クロロホルム		○				○			○				○		0.06mg/L以下	<0.001	0.003	0.0043	0.0028	0.0033	
24 ジクロロ酢酸		○				○			○				○		0.03mg/L以下	0.001	0.004	0.004	0.003	0.004	
25 ジブromクロロメタン		○				○			○				○		0.1mg/L以下	0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	<0.0010	
26 臭素酸		○				○			○				○		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)		○				○			○				○		0.1mg/L以下	0.002	0.005	0.0068	0.0058	0.006	
28 トリクロロ酢酸		○				○			○				○		0.03mg/L以下	0.001	0.002	0.003	0.003	0.004	
29 プロモジクロロメタン		○				○			○				○		0.03mg/L以下	0.001	0.002	0.0025	0.0023	0.0025	
30 プロモホルム		○				○			○				○		0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.0010	<0.0010	0.0015	
31 ホルムアルデヒド		○				○			○				○		0.08mg/L以下	<0.005	<0.005	0.005	0.005	0.005	
32 亜鉛及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第8回目をR7年度に実施する。	1.0mg/L以下		<0.01	<0.01			
33 アルミニウム及びその化合物			●												0.2mg/L以下		0.03	<0.01			
34 鉄及びその化合物			●												0.3mg/L以下		0.04	<0.01			
35 銅及びその化合物			●												1.0mg/L以下		<0.01	<0.01			
36 ナトリウム及びその化合物			●											過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。	200mg/L以下		7.1	6.9			
37 マンガン及びその化合物			●												0.05mg/L以下		0.003	<0.001			
38 塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行っていれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	8.1	7	7.3	7.3	7.5	

